I 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の4つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を踏まえ、さまざまな対策を実施してきたところです。

しかし平成17年に初めて総人口が減少に転じ、同年の出生数は106万人、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの人数を示す合計特殊出生率は1.26と過去最低の水準を記録するなど、想像以上の少子化の進行がみられています。このような少子化の進行は、高齢化に拍車をかけ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、子どもの自主性や社会性の低下、地域連帯意識の希薄化など、社会全般に大きな影響を与えます。このため、平成18年6月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところです。

その一方で、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されています。国では国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実のかい離に着目し、その要因が整理されました。これらを踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」においては、結婚や出産・子育でに関する国民の希望を実現するため、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。この重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

少子化は、本町においても、今後一層進行することが予測されています。また、子ども を取り巻く社会環境や住民自身の価値観も多様化しています。

このような状況の中で、親が主体的に安心して喜びを持ちながら、子どもを産み、またのびのびと育てることができるよう、新町次世代育成支援対策行動計画(前期計画)を見直し、町をはじめ地域全体で、親と子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していく北広島町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)(以下本計画)を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定されます。すべての子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための環境整備をめざす国民活動である「健やか親子21」について、次世代育成支援対策行動計画と重なることから、目標年度が平成26年度に延長されており、その地方計画である母子保健計画についても本計画と一体的なものとして位置づけます。

さらに上位計画である「北広島町長期総合計画」をはじめとして、「北広島町健康増進計画 まめマメきたひろしま」、「北広島町男女共同参画プラン」、「北広島町障害者プラン」、「第4期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」など、子どもとまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3. 計画の期間

本計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5か年とします。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成21年度までの「新町次世代育成支援対策行動計画」(前期計画)に関して必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画として策定したものです。

